	発達、就学について		
機関名	青森県立 浪岡養護学校	青森県立 森田養護学校	相談支援サポートセンター 「ねっと！ひまわり」
住所 電話	青森市浪岡女鹿沢字平野２１５-６ TEL ６２-６０００ FAX ６２-１５０６	つがる市森田町床舞鶴喰１０４-５ TEL ２６-２６１０ FAX ２６-３２７０	TEL ２６-２６１０ （青森県立森田養護学校内）
相談 内容	・病気や心身の発達 ・集団生活や家庭生活（不登校等） ・学習や進路等に関すること	・心身の発達 ・療育 ・保育園、幼稚園、学校生活 ・就学関係	・学びや遊び、発達に関すること 鰺ヶ沢町：鰺ヶ沢町中央公民館 深浦町：深浦町保健センター 中泊町：総合文化センター「パルナス」 鶴田町：鶴田町保健福祉センター「鶴遊館」
対　象	・障害のある方 （種別は問いません） ・関係機関の方	・乳幼児の療育に関する方、保護者 ・小中高等学校学生の保護者、学級担任	・乳幼児～高校生 ・家族、支援者、指導者 ※相談員が会場に出向いて相談を受け付けます。

○各相談は無料で受けることができます。
○相談受付時間：
月曜日～金曜日（土日祝を除く）の９：００～１６：００
○まずは、電話、FAX 等でお問い合わせください。
○必要に応じて、他の機関もご紹介します。
○相談の詳しい内容等については、見開きの各機関へお問い合わせください。

西北地区特別支援連携協議会
（青森県立森田養護学校内）
〒038-2817　つがる市森田町床舞鶴喰 104-5
TEL　0173-26-2610
FAX　0173-26-3270
MAIL　himawari-mrt.sh@asn.ed.jp

２０２２年度

西北地区発達相談・教育相談機関案内

みなさんのお住まいの近くの相談機関や学校では、いつでも発達相談・教育相談を行っています。お子さんの発達の様子を確かめ、望ましい養育について一緒に考えたり、幼稚園、保育園（所）や学校の先生と一緒に望ましい指導・支援について考えたりします。

お気軽にご相談ください！

○コミュニケーションに関すること
- 言葉がおそいのでは？
- 相手の話を聞いていない？

○遊び・行動に関すること
- こだわりがつよい？
- 落ち着きがなく、動き回ることが多い？
- 友達とうまく遊べない？

○学習に関すること
- 特定の教科が極端に苦手？
- 黒板の文字をノートに写すのに時間がかかる。

○こころやからだの発達に関すること
- 手や足、からだの動きがぎこちない？
- 保育園や学校に行きたがらない。

○就学・進路に関すること
- 卒業後、どんな進路先（学校、施設、企業）があるの？
- 特別支援学校ってどんな学習をしているの？

遊びや学び、発達等についてご相談ください。
見開きの相談機関をご覧ください。

西北地区特別支援連携協議会

令和4年度 西北地区の相談機関

西北地区特別支援連携協議会

	ことば、発達に関すること		相談全般	就労について
機関名	五所川原市立 中央小学校 （まなびの教室）	つがる市立 向陽小学校 （ことばの教室）	青森県 五所川原児童相談所	障害者就業・生活支援 センター月見野
住所 電話	五所川原市松島町 2-94 TEL ３５-２２６６ TEL ３４-４０４７ （まなびの教室）	つがる市木造日向 62-1 TEL ４２-２０６３	五所川原市栄町 10 （五所川原合同庁舎内） TEL ３８-１５５５ ※板柳町にお住まいの方は弘前児童相談所へご相談ください。	つがる市森田町森田月見野４７３－２ TEL ２６-４２４２
相談 内容	・ことばの発達に関すること ・心身の発達に関すること	・ことばの発達に関すること ・心身の発達に関すること	・養育、発達、虐待、非行、性格行動に関することなど児童に関する相談全般	・就業に関する相談 ・日常生活・地域生活に関する助言
対象	幼児の養育に関わる方、保護者、 小中学生の保護者、学級担任 ※五所川原市、板柳町、中泊町、鶴田町の方	幼児の養育に関わる方、保護者 小中学生の保護者、学級担任 ※つがる市、鰺ヶ沢町、深浦町の方	18 歳未満の子ども	・障害のある方 （種別は問いません） ・関係機関の方

	発達について				
機関名	青森県発達障害者 センターわかば （津軽地区）	あーるど相談センター	五所川原リハビリ倶楽部	ステップアップセンター もりた	相談センター 八晃園
住所 電話	五所川原市若葉３-４-１０ TEL ２６-５２５４ FAX ２６-５２５５	五所川原市若葉３-４-３ TEL ３３-０２７９	五所川原市水野尾字懸樋２２２－１ TEL ３８-３５２１	つがる市森田町床舞鶴喰 104-2 TEL ２６-３１００	五所川原市大字唐笠柳字村崎２４２ TEL ３９-２１１１
相談 内容	・発達障害全般に関すること ・発達障害に関する情報提供	＜こども支援部門＞ ・１８歳未満で自閉症等発達障害のある子どもたちへの療育 ＜おとな支援部門＞ ・１８（１５）歳以上の発達障害のある方の地域生活支援	・障害福祉サービス等の紹介や調整、各種手続きの代行や手伝い	・心身の発達に関すること ・養育に関すること ・保育園、幼稚園等、生活に関すること	・療育に関すること ・就労に関すること ・地域生活に関すること
対象	・年齢、診断あるなし問いません ・本人、家族、関係者		・障害のある方 （身体障害、精神障害、知的障害、発達障害）	乳幼児の養育に関わる方、保護者 障害児・者の養育に関わる方、保護者	障害のある方（知的障害、発達障害、精神障害、身体障害）、保護者